

鈴鹿市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年6月30日

鈴鹿市長 **末松則子**

鈴鹿市条例第26号

鈴鹿市議会委員会条例の一部を改正する条例

鈴鹿市議会委員会条例（昭和35年鈴鹿市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後			改正前		
（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）			（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）		
第2条 略			第2条 略		
2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。			2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。		
名称	定数	所管	名称	定数	所管
略	略	略	略	略	略
予算決算委員会	<u>26</u> 名	予算及び決算に関する事項	予算決算委員会	<u>25</u> 名	予算及び決算に関する事項

附 則

この条例は、令和7年9月1日から施行する。